

# 育成会 規約

本規約は、団発展ため、育成会会員の親睦、融和を図り一致団結、協力し、団員の育成に努める事を目的とする。

## 第1条 名称、組織及び資格

- (1) 本会は、SFC 坂出 育成会（以下育成会という）と称し、その会員は、SFC 坂出 のクラブ団員の父母をもって組織する。
- (2) クラブ団員の父母は入団と同時に育成会会員となる。

## 第2条 目的

育成会は次の目的のために存する。

- (1) 育成会は、監督、コーチに心からの感謝の意を捧げ、全面的にかつ側面的にフォローする。
- (2) 育成会は、団運営を経済的に支えるものとし、団運営に必要な経費は、すべて育成会の経済的負担、寄付その他の負担によらなければならない。
- (3) 育成会会員は、自分の子供の利益だけを追求するのではなくクラブ団員全員を援助する。
- (4) 育成会は、サッカーの技術の良悪しに関係なく、クラブ団員にとって楽しく、素敵な小学生生活をおくれるようフォローする。
- (5) 育成会は、本団が地域に信頼される団になるよう活動する。

## 第3条 クラブ会費

- (1) 1年生～2年生は、会費 1名につき月額1,500円とし、3年生～6年生は、会費 1名につき月額2,000円とする。  
女子部は、会費 男子部に準じる。  
但し、会費は、その都度見直す。  
上記の金額の会費より補助金として各学年に渡しますので、各学年及び女子部は、管理して試合及び遠征費用に運用すること。
- (2) 新入団員は、入会金1,500円を徴収する。  
但し、別途スポーツ保険代800円を徴収する。
- (3) 中途クラブ入会の場合は、翌月から会費を徴収する。
- (4) 低学年は、体験入団のため、1ヶ月間を会費を無料とする。
- (5) 長期（一カ月以上）休団の場合は休団届を提出する。【月初めより一カ月以上で、一カ月単位の返金（けが以外の場合のみ）とする。
- (6) 決算後の残金は、翌年度の繰越金とする。

#### 第4条 活 動

- (1) 育成会役員会を組織し、団運営の執行部として役割を担う。
- (2) 団の会計を執行する。
- (3) 練習、大会等における活動の援助（審判を含む）を行う。
- (4) 新入クラブ員のフォローと退団意向のクラブ員、父母のフォローを行う。
- (5) 会員相互の親睦のための活動を行う。
- (6) その他のスポーツ活動、レクリエーション、奉仕等の活動の企画運営を行う。
- (7) 団員の輪を拡大させる募集活動および広報活動を行う。
- (8) 顧問、OB会等のサポーターを増やす活動を行う。

#### 第5条 役 員

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 学年役員 14名（1年～6年及び女子部）  
以上で役員会とする。
- (6) 会計監査 1名

※ 但し、学年団の状況により、その限りではない。

#### 第6条 役員を選出

- (1) 役員会の役員は事前に話し合い、決定し、総会にて承認を得る。
- (2) 任期は、1年とする。再任は妨げない。
- (3) 不測の事態についての対応は、役員会で決定できる。

#### 第7条 役員の仕事

- (1) 会長は、育成会を代表し会務を統括し、役員会、総会を招集できる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、月1回の団活動内容の予定表を発行する。
- (4) 会計は、団会費を管理する。
- (5) 学年役員は、学年の声を吸い上げ、役員会にはかる。また各種連絡を担当する。
- (6) 会計監査は、団会費の会計の監査を行う。

#### 第8条 役員会

- (1) 役員会は、会長が招集し、団運営について協議する。
- (2) 団運営について必要な事項は、役員会で協議し執行しなければならない。
- (3) 役員会の議決は、出席者の過半数の承認をもって可決とする。同数の場合

は議長が決する。

(4) 新入団員およびその父母については、役員会が責任をもってフォローする。

(5) 退団する場合は、まず学年役員に通知するものとし、事務局および監督、コーチに連絡する。

#### 第9条 会計

(1) 本スポーツ少年団の経費は、会費、寄付金、その他の収入で運営する。

(2) 会費は、総会において承認された予算にもとづき支出する。

(3) 事務処理料として年間12,000円(月1,000円)を事務局に支払う。

(4) 会費を支出執行の一切は、運営委員会(事務局長、事務局、指導者会、育成会役員)に委任されたものとする。また、予算に該当のない臨時の支出(予備費)についても運営委員会に委任されたものとする。

(5) 会費の金額を変更する場合は、育成会役員会の承認の決議を経て、総会にはかり、承認をえなければならない。

(6) 本団の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日とする。

#### 第10条 慶弔見舞金

(1) 弔慰金は、次のように定める。

① 会員及び団員の本人 弔慰金：20,000円

指導者本人 弔慰金：20,000円 花輪：10,000円

指導者の配偶者及び一親等

弔慰金：10,000円 花輪：10,000円

会員、団員の配偶者 弔慰金及び花輪は、なしとする。

但し、各学年団の監督への弔慰金は、各学年ごとで協議する。

② 慶事については、行わない。

(2) 見舞金は、次のように定める。

① 指導者が5日以上入院した場合、見舞金を5,000円とする。

② 会員、団員の入院には、見舞金は行わない。

但し、団員の受傷に関しては、スポーツ障害保険が適用される。

#### 第11条 その他

(1) 役員会は指導者会の決定事項を尊重しなければならない。

(2) 会員は指導員会及び役員会の決定事項を尊重しなければならない。

(3) 会員は指導員会及び役員会に、団運営の意見具申が出来る。

(4) 指導者がスポーツ少年団の方針にそぐわない場合は、登録者処分申請が

できる。

(5) 各学年の運営は学年役員にて行うが必ず会長の承認を得なければならない。

(6) 本規約に定めのない事項については、そのつど役員会にはかり決定とする。

### 第13条 施行

この規約は、平成27年5月1日より施行する。

平成20年3月20日 規約作成

平成21年3月20日 改訂

平成21年4月19日 改訂

平成22年4月29日 改訂

平成23年3月15日 改訂

平成24年3月27日 改訂

平成26年4月26日 改訂

平成27年4月14日 改訂